

会議名	川西市男女共同参画審議会		
事務局	市民生活部 市民参画室 男女共同参画課 内線(2423)		
開催日時	平成17年2月23日(水) 午前10時~12時10分		
開催場所	市役所 庁議室		
出席者	委員	天野尚美、 上杉孝實、 小松満貴子、 小山 則 濱田学昭、 三井春子、 吉富幸夫、 和田聡子 欠席委員 井上チイ子、 土谷一郎、 藤田秀治 (五十音順)	
	その他	学校教育室 織田室長、津崎主幹 すこやか子ども室 吉田主幹 福祉推進室 益本主幹 広報課 堀古課長	
	事務局	市長 鎌足部長 幸田室長 谷課長 吉川課長補佐 高橋主査 枅川主任	
傍聴の可否	可	不可・一部不可	傍聴者数 6人
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会議次第	市長あいさつ 議題 1「男女共同参画プラン」の取り組みについて (1)男女共同参画推進事業について (2)男女共同参画センター事業について (3)重点施策の取り組みについて 男女平等教育推進部会 審議会女性委員登用促進部会 一時保育推進部会 女性に対する暴力対策部会 庁内モデル化推進部会 2 その他		
会議結果	別紙のとおり		

## 平成16年度川西市男女共同参画審議会審議経過

1

事務局	<p>ただいまから、川西市男女共同参画審議会を開催させていただきます。開会にあたりまして、柴生市長からごあいさつ申し上げます。市長よろしく申し上げます。</p>
市長	<p>みなさん、おはようございます。</p> <p>本日は何かとお忙しいところ、本市男女共同参画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本市におきましては、平成15年4月に男女共同参画プランがスタートいたしました。特別職及び全部長級職員で構成し、私が本部長を務める男女共同参画推進本部を中心に全庁横断的にプランの着実な推進に努めてまいりました。とりわけ、第2期の男女共同参画プランにおきましては5つの重点施策を設け、関連所管の幹事会幹事からなる重点施策推進部会を設置し、強力に取り組みを進めているところでございます。男女共同参画センターも本年6月、3周年を迎えますが、多くの皆様にご利用いただいております。センターと政策が一体となった男女共同参画施策の推進に取り組んでいるところでございます。今後におきましても、男女共同参画プランの目標であります男女の自立と平等による共同参画社会の実現をめざしまして、企業や各種団体、地域や市民の皆様とのパートナーシップのもと、一層の取り組みを推進して参りたいと考えております。どうぞ委員の皆様におかれましては、今後とも本市男女共同参画施策の推進にあたりまして、なお一層のご協力を賜りますようお願いいたします。開会のあいさつとさせていただきます。本日は大変お忙しい中ありがとうございます。</p>
事務局	<p>続きまして、このたび市議会の役員改選に伴いまして、新たに土谷委員と吉富委員にご就任をいただきましたので委員の皆様をここでご紹介させていただきます。</p> <p>天野尚美様、上杉孝實様、小松満貴子様、小山則様、濱田学昭様、三井春子様、吉富幸夫様、和田聡子様 本日も出席の委員は以上でございますが、井上チイ子様、土谷一郎様、藤田秀治様以上の3委員につきましては、本日は所用ためご欠席でございます。以上で委員の皆様のご紹介を終わらせていただきます。</p> <p>ここで柴生市長は公務のため退席させていただきます。</p>
市長	<p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>引き続きまして、この場をお借りしまして、職員の紹介をさせていただきます。</p>

	<p>す。市民生活部長の鎌足でございます。男女共同参画課長の谷でございます。課長補佐の吉川でございます。主査の高橋でございます。主任の枅川でございます。本日の司会進行をさせていただいております市民生活部市民参画室長の幸田でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、これからの司会進行につきましては、小松会長にお願ひしたいと思ひます。小松会長よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>皆様おはようございます。日差しはすっかり春なんですが、風が冷たい中、ようこそ参加くださいました。特に、審議会の方に傍聴にお見えになった方、ありがとうございます。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、本日の議事録を承認いただく委員を名簿の順に吉富委員にお願ひいたします。</p> <p>それでは、次第に従ひまして進めさせていただきます。議題1でございます。男女共同参画プランの取り組み状況について(1)の男女共同参画推進事業について及び(2)の男女共同参画センター事業について事務局からご報告願ひます。</p>
事務局	<p>男女共同参画課長の私の方から、1番目の男女共同参画推進事業についてご説明申しあげます。資料1をお開きいただきたいと思います。まず、男女共同参画推進体制でございますけれども、先ほど市長の方からあいさつ申しあげましたように、15年度から市長を本部長とする推進本部を設けまして、16年度につきましては、7月29日に開催をいたしました。内容といたしましてはプランの庁内の推進体制について、2点目には、重点施策の推進部会の取組状況と及び16年度の推進方針。3点目は男女共同参画センターの15年度の事業概要等の報告を行ひまして、16年度の推進方針等を決定承認いただきました。それを受けまして、室長・課長級で構成しております推進本部幹事会の方へ8月10日に推進方針を報告すると共に、各課で業務として取り組まれております事業に、男女共同参画の視点を盛り込んでいただくように要請してまいりました。先週、2月17日には本年度の結果状況を後ほどプロジェクトチームの各部会リーダーから報告いただきますけれども、幹事会におきましても、報告をいただいたところでございます。2点目の川西市男女共同参画プランの推進につきましては、重点施策の推進部会、5部会の開催のための日程調整や資料作成等を事務局として実施してまいりました。また、プランの各所属の取り組み状況でございますけれども、調査及びヒヤリングにつきまして、資料といたしましては、平成15年度の川西市男女共同参画プランの取り組み状況についてのところで、表紙の裏面にある調査票に基づきまして、8月11日から8月31日までに調査を行ひました。</p>

また、9月の17日～22日につきましては、ヒヤリングを行いまして各所管の方へ協力を要請いたしました。進捗の評価につきましては、昨年度、前回の審議会で、委員の方から3番目の評価を区分したらどうかとご提案があり、事業展開ができなかったけれども実現は可能、または、実現は相当困難という5段階評価の方に变更させていただきました。次のページ3ページ目から15ページまで、各所管で目標を設定していただいて自己評価をしていただき、また、ヒヤリングで評価についての内容をお聞きしたところでございます。3bがちょっと問題かなと、1、2、3aについては、今後前向きに取り組んでいる部分で、評価できる部分かなと思っております。また、16ページから18ページにつきましては、各所管と当課の方で考えられる指標につきましてまとめて成果表にさせていただいた部分でございます。これが、推進プランの進捗状況等でございます。また、資料1の方にもどっていただきまして、職員の庁内モデル化とも合わせまして、職員研修を階級別に行っております。まず、課長職以上につきましては、「職場における男女共同参画 女性職員の能力を引き出すには」というテーマで、神戸大学の朴木教授の方に講師をしていただきました。そのアンケートにつきましては、次のページの方に付けさせていただいております。これにつきましても、詳細をもっと詳しく聞いて、わからなかったら何がわからなかったのか、良かった点などをアンケートでもっと詳しく聞いたらというかたちで前回の審議会で委員の方からご提案いただいたいただきました。その詳細をまとめております。感想の方を見ていただきましたら、前向きな意見が出てきていると思います。2番目の課長補佐職以下の職員研修につきましては、「男女共同参画社会の実現に向けて」というかたちで、大阪国際大学西岡助教授にお願いいたしました。3番目のDV関係研修なんですけれども、DV対応の窓口になる職員あるいは、人権推進課のご協力をいただきまして、職員の部内に設置しております職員人権研修担当員（職員）に参加呼びかけ、また、市民の方につきましては、虐待を考える講座のシリーズの一つとして、児童虐待、高齢者虐待、DVと行った部分の一部として、市民6人の方に参加していただいております。これらにつきましても、アンケートでご意見を聞いて今後の研修に生かしていきたいと思っております。この他に、職員研修といたしましては、職員課が実施されております新人職員初任者研修、春と秋の2回とか、主任級に昇給された方対象の研修に当課の職員が講師として、男女共同参画、ジェンダー問題についての研修を行っております。県下各市に聞きましても、前任者から引き続いてですけれども、川西市の研修の取り組みは評価できるのではないかなと自画自賛しております。ジェンダー問題市民啓発なんですけれども、行財政改革により広報紙「ジェンダー問題特集号」が廃止されたことに伴いまして、今日配布させていただいております、男女共同参画センター・市民活動センターの情報紙「ぱれっと」を充実させていただきました。

事務局	<p>この情報紙は公募委員で特集を組んでいただいて、当課と協働で編集発行しているものです。この中で本庁男女共同参画課のページを設けまして、3号では男女共同参画プラン、4号では女性に対する暴力対策部会、5号では女性の就労に関する市民意識調査（前回の調査分）を掲載させていただいております。このVol.5は3月1日発行予定としており昨日できあがりしました。また、DV防止法が改正されましたので、2月1日号の広報かわにしで「配偶者からの暴力で悩んでいる人に」というかたちで改正法の啓発をしたところがございます。それと最後になりますけれども、5点目の市制施行50周年記念「男女共同参画推進フォーラム」は、男女共同参画課、男女共同参画センター、男女共同参画推進委員会（公募の市民で構成されており、男女共同参画センターの方の事業でやっております。）と協働で、50周年を記念してフォーラムを実施しました。その中での作文募集、作文講座、作文表彰、それに伴いますフォーラムの記録集の作成をしております。庁内印刷が込み合っている関係で、まだ完成はしていませんけれども、本日は原稿をコピーしたものをお配りしております。完成次第、配布させていただきます。記録集の入選作文集は、京都大学名誉教授の上杉孝實本審議会委員に作文の感想をお書きいただき、また、啓発に値する冊子となるように監修もいただき、上杉委員のご協力により発行できる運びとなりました。今後、啓発活動に利用していきたいと思っております。また、作文募集につきましては、教育委員会をはじめ、小、中、高等学校等のご協力をいただきました。また、作文講座につきましては、けやき坂小学校の天宅先生に講師等をお願いして実施したものでございます。1番の男女共同参画事業について説明を終わります。</p> <p>男女共同参画センター方からご説明させていただきます。男女共同参画センターは、男女共同参画社会の実現に向けた施策を事業として実施する拠点として設置されています。3つの事業があるのですが、学習啓発事業、ジェンダー問題相談事業、施設の管理事業を持っております。学習啓発事業につきましては、2周年のフェスタをはじめ、50の講座を実施しております。講座では、保育サポーター養成講座、市民力養成講座などいろいろな講座を実施しております。1月までの受講者数は265人、延べ受講者数は1007人、延べの一時保育利用者(子どもの数)は87人となっております。続きまして、男女共同参画推進委員会を設置しております。市民公募で、任期は平成15年7月1日～平成17年6月30日まで、現在13人で活躍していただいております。主な活動内容としては、市制施行50周年記念男女共同参画推進フォーラムを市からの委託を受け10月に実施いたしました。また、このフォーラムは、フォーラムOG会など様々なボランティアの方々のご協力により開催することができました。また、その他の活動といたしまして、講座企画、調査研究、情報発信・ホームページという3つグループに分かれて活動していただい</p>
-----	--

おります。講座企画担当につきましては、公民館への出前講座を実施していただいております。昨日は、南公民館の方で「わたしがわたらしく生きるには」と題して、講座を実施していただきました。調査研究担当では、50周年の男女共同参画推進フォーラムの中で「男女共同参画宣言」を行いました。その原案を考えていただきました。情報発信・ホームページ担当には、「パレットまんすりー」を毎月発行していただいております。続きまして、パレットかわにし情報紙「ぱれっと」の編集についてです。すでに7月と10月に発行し、昨日できあがりしましたVol.5については、3月に発行いたします。7,3月発行分については、3,000部。10月発行分については、自治会回覧用を含め8,000部発行しております。次に男女共同参画社会の実現を目指すグループ活動助成事業です。これにつきましては、昨年度は「クローバーの会」が助成金を獲得され「川西市と近隣自治体におけるドメスティック・バイオレンス防止と被害者支援に関する取り組みについて」という冊子を作成されました。今年度につきましては、「虹の子子育て支援ネットワーク」と「マザーリーフの会」が助成金を獲得されています。「にじの子育て支援ネットワーク」では、「ジェンダーにとらわれないで楽しい子育てをめざそうプロジェクト」ということで、いろいろな事業をされるのですが、その中の一つとして、3月12日に生涯学習センターで「どうしてます 育児分担家事分担」と題して、交流会を実施される予定です。「マザーリーフの会」では、子育て講座「心を育てるって」と題して、6回講座を実施していただきました。2月15日で終了いたしております。今年度の助成金の選考会は当審議会の副会長濱田委員をお願いいたしました。活動・交流支援事業ということで、フェスタ公開講座の後、登録グループ交流会を実施しております。これは、市民活動センター「市民事務局」と協働で実施いたしました。続きまして、情報収集・提供ですが、図書については1,341冊、ビデオについては95本、県センター連絡会議で、川西市の図書の購入数が話題となりました。書籍購入数については近隣市と比較してもずば抜けているようです。女性情報の方に当センターのことが「所長にインタビュー」というかたちで掲載されています。次に相談事業ですが、女性のための相談ということで、毎週火曜日と木曜日、正午～午後3時まで実施しております。年間の枠は288件受けることができます。1月末までで、195件の相談がありまして、その内、34件がドメスティック・バイオレンスの相談でした。また、女性に対する暴力特別相談としまして、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に11月22日23日に実施しております。DVについては、DVネットワーク会議も開催しております。次に、施設運営管理事業につきましては、来館者が56,324人。グループ数が2,895グループということで、昨年と比べずいぶん増加しております。毎年来館者が増加しているという現状でございます。以上です。

会 長	<p>ありがとうございます。(3)重点施策の取り組みについてご報告いただきます。なお、ご質問ご意見等は、後ほどまとめてお受けしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、重点施策の取り組みについてご説明させていただきます。重点施策の取り組みについてをご覧ください。15年4月からスタートいたしました本市の男女共同参画プランにおきましては、この計画の実効性を高めるために5つの重点施策を設定しております。この重点施策と申しますのは、緊急かつ重要で、複数所管の連携を要するものを原則といたしまして、行政自らが推進すること。市民のエンパワーメントを支援すること。市民の力を必要とすること。この3つの視点から設定をしているところでございます。本市のプランの庁内推進体制といたしましては、市長を本部長といたしまして特別職・部長級職員で構成いたします男女共同参画推進本部を設置しております。その下部組織といたしまして、関連所管及び各部庶務担当課の課長級からなります推進本部幹事会を設置しています。この幹事会の幹事の皆さんで関連所管に関わる幹事会幹事からなります重点施策推進部会というものを設置しているところでございまして、この推進部会におきましては、それぞれ必要に応じまして、プロジェクトチームを設置できるということになっております。その5つの内容でございますが、1つは男女平等教育推進部会、その次に審議会女性委員登用促進部会、次に一時保育推進部会、女性に対する暴力対策部会、最後に庁内モデル化推進部会というのを15年度から設けておりまして本年度16年度につきましても引き続き設置いたしまして取り組みを進めてまいったところでございます。その5つの部会の内、3つにつきましては本年もプロジェクトチームを設置して取り組んできたところでございます。この重点施策の取り組み期間でございますが、これはプランの中間年にあたります平成19年度まで、できるだけ早い時期としてございます。今年度は15年度に引き続きまして、5つの部会を設定して取り組んできたところでございます。では、続きまして順次、本日は各部会のリーダーにお越しただいておりますので、各部会ごとに本年度の取り組み状況についてご説明をさせていただきますと思います。事務局からは以上です。</p>
会 長	<p>それでは、今おっしゃいましたように、引き続きまして男女平等教育推進部会、部会リーダーの学校教育室室長及び主幹からご報告いただきます。</p>
男女平等教育推進部会	<p>本年度は部会員7名、学校園における男女平等教育推進の概略につきまして簡単に報告させていただきます。まず、本年度の取り組みといたしましては、報告のところにありますが、1.部会の構成、2.重点施策の内容、3.背景とありますが、その4に有るように、昨年度に引き続き3つの方向性を柱と</p>

して進めました。1番下でございます。第1点目、とりわけ私ども重点課題として取り組みました学校園における男女平等教育ガイドライン「かがやき」に基づいた取り組みの推進です。ガイドライン策定から3年経過する中で、各学校園の進捗状況を調査・把握いたしました。その結果につきましては、後ほどあらためてご報告させていただきます。第2点目の学校園における男女混合名簿について、全校園実施に向けての取り組みでございます。昨年度は実施していない中学校が4校ありましたが、平成16年度は1校が実施に踏み切りまして、現在3校が実施していない状況であります。この3校につきましては、個別訪問や聞き取り調査をしております。混合名簿に踏みきらない主な理由というのが、導入に要する検討時間が少ないとか、保護者の声があがっていないとか事務処理上の問題などを聞いておるのですが、いずれも導入しないことの理由に値するものではないと考えています。そのことが学校全体の意向なのかといえ、そうとも言えずむしろ管理職の思い一つだと思われ。従って、実施していない3校につきましては、男女平等教育の趣旨をご理解いただくよう引き続き今後とも取り組んでまいります。第3点目の推進研究校を指定し、研究及び実践を進めることです。本年度は多田中学校において、委託研究をしていただきました。6月には全校生徒、教職員及び保護者を交えて講演会を開催しております。取り組みの内容につきまして、次のページに本部会の取り組みの活動経過を記載しております。それでは、別紙1の学校園における男女平等教育状況の調査結果につきまして、その成果と課題につきまして概要を申し上げます。なお、この調査につきましては平成14年から現在に至るまでの3年間の推進状況となっております。まず1-1で各学校園において研修会や学習会の実施状況です。幼稚園は熱心に取り組んでいる一方、半分以上の小学校は実施していなかった。理由としては男女平等教育だけの研修・学習という時間がとれなかったことが主に上げられます。学校現場では基礎基本の学力の徹底、道徳教育、総合学習のあり方、情報教育、環境教育、健康と安全教育、防災教育、福祉教育、食の教育、特別支援教育、在日外国人教育など、非常に多岐にわたる教育の実践が求められております。それこそ教職員自身の研究・研修時間が不足しているとの認識をしております。しかしながら取り組んだ内容につきましては、昨今の男女平等、男女共生に関わる理解の深まりへつながっている研究が行われていると考えております。また、1-2のように研修・学習の対象なんですけれども、これからは、PTA、保護者、地域を巻き込んだ取り組みがさらに求められるのではないかなあと考えております。2-1では隠れたカリキュラムの見直しを図るといふことの結果でございます。見直しをしている小・中学校はいずれも半分程度でございますが、実践している学校の取り組みがこれから他の学校園にも広がっていくよう、今後検討していきたいと考えております。

	<p>2 - 2の方では性教育の見直し推進で、これにつきましては、養護教諭との連携がやはり重要であるとともにジェンダーフリーの視点に基づく実践が求められると思われます。2 - 3では労働観、生き方、進路指導の見直しにつきましては、とりわけ小学校の高学年から男性の仕事女性の仕事などを考えたり、男女雇用機会均等法を調べたりして仕事や労働への固定観念にとらわれない生き方を学ぶ取り組みが行われております。また、幼稚園においてもそういう意図的な保育が進められていると認識しております。2 - 4家庭・地域との連携と啓発では、講演会や参観授業、懇談等で取り組んでおりますけれども、更なる啓発が必要であると考えております。3 - 1男女混合名簿の実施につきましては、先ほど述べたとおりでございます。3 - 2及び3 - 3では参考に児童・生徒への学習資料の中身、教育課程での実施時間等を調査した結果でございます。以上調査結果につきましては今の時点での概略を申したわけですが、更に詳しい成果と課題を取りまとめる必要があるとともに、今後の取り組みの方向性につなげていきたいとそういうふう考えております。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に審議会女性委員登用促進部会につきまして、サブリーダー男女共同参画課長よりご報告いただきます。</p>
<p>審議会女性 委員登用促 進部会</p>	<p>本部会のリーダーは政策室主幹ですが、本日は別途公務のため欠席しております。重点施策の2番目、内容といたしましては市政に関わる意思決定、方針決定における女性の参画促進ということで、審議会等への女性委員の登用率40%を目標値として、できるだけ早期に30%を達成することを目標として審議を進めてきたところでございます。背景といたしましては、14年度、国では委員が25%、兵庫県では24.7%、川西市では女性プランの最終年度で22.6%のような状況でございました。それが現状では、資料の審議会における女性委員登用状況一覧表の各年7月1日現在、これは政策室の方でオール川西として調査していただいておりますものなんですけれども、15年の7月男女共同参画プランがスタートした年につきましては、41審議会がありまして121人の女性委員がおられ、総数が498人でしたので24.3%。ちなみに昨年の16年の7月につきましては対象審議会が39。女性委員は変更無くして、総数は480人でしたので、25.2%となっております。裏面は男女共同参画課で調査しているものでございますけれども、平成6年の女性プランがスタートした年につきましては、35審議会があり、女性委員が64人であり14.8%でした。それがプラン最終年につきましては、22.6%で、15年度末につきましては、25.2%までわずかではありますけれども着実にアップしてきているようなところでございます。</p>

会 長	<p>取り組みの方向性、4番でございますけれども、全ての審議会の状況について把握し、女性委員の登用に向けてはどのような取り組みが必要であるか、また、女性委員の登用に向けてそれをするためにヒアリングを実施しました。ヒアリングの内容につきましては、委員構成、選出区分、委員数の見直しから5番目までの女性委員の登用の困難な理由等につきましても、ヒアリングを実施して各所管の方のご理解をいただいて登用を推進していこうとしてきたところでございます。裏面にその内容を書いておりまして、5月17日の部会において最終的に審議会への女性委員の参画促進のための基準づくりをしようというかたちで、進めてまいりました。ヒアリングについては9月に3日それぞれ審議会を所管されております24の所管の40審議会についてヒアリングを実施し推進を依頼し、要請してきたところでございます。11月10日の部会におきましても、基準についての詳細を、先週行われました幹事会の方でその基準案についてのご説明をさせていただきました。その基準案が資料の審議会等への女性の参画促進のための基準（案）というかたちで添付させていただいております。一方通行で強制的にお願いするのではなく、各課のご理解をいただいて協力を得て、順次推進して審議会等の質等を落とすことなく目的が達成できるように取り組んでいきたいと基準案を作成いたしました。目的といたしましては、先ほど申しましたように、政策決定や方針決定の過程への男女共同参画を推進するため、審議会の女性委員の参画を促進することを目的とします。2、審議会等の定義につきましては地方自治法で規定されています各行政委員会また、地方自治法138条の4の第3項等に規定されております審議会等の付属機関、それと前2号に掲げるものか市の施策方針の決定及び意思決定にあたり、その内容について審議し意見を目的として設置する委員会、懇話会、協議会等を対象としております。選任にあたっては原則として、10分の3を下回らないように努めましょうというかたちで、その推進体制につきましては、毎年度開催しております推進本部において本部長へ本部員からその内容につきまして報告していただくシステムを構築しようとしているところでございます。また、審議会等を所管される室、課長推進本部の幹事会等にあたられる方なんですけれども、積極的な取り組みを進めることを努力規定として設けさせていただいております。調査結果については広く市民の皆さんに公表していきたいと考えております。これにつきましては、また、本部会を3月23日に予定しておりますので、そちらの方でご承認を得て、17年度の4月1日から実施したいと考えております。審議会の方の促進部会からは以上でございます。</p> <p>続きまして、一時保育推進部会につきまして、リーダーのすこやか子ども室主幹からご報告いただきます。</p>
-----	---

一時保育推進部会	<p>一時保育推進部会の方からご報告させていただきます。重点施策の内容ですが、具体的施策につきましては、47・48の子育て中の男女があらゆる活動に参加できるよう保育体制を整備する。2番目にジェンダー問題の視点を持った保育サポーターの養成を図るということです。背景でございますが、現在は男女共同参画センターとすこやか子ども室、公民館、消費生活センター等におきまして、必要に応じて一時保育を実施しているところではあります。保育サポーターの数とか保育場所の有無とか、そのような事情によりまして、ニーズに答えられていないというのが状況でございます。講座の一時保育につきましては、保育者がボランティアで行っておりますけれども、ファミリーサポートセンターや保育所における一時保育などを視野に入れながら、一時保育の有料化等についても検討する段階にあるということでございます。一時保育のサポーターでございますが、現在、このサポーター養成講座受講生のその後で各グループの登録人数は、男女共同参画センターの「さんりんしゃ」が9人と社会福祉協議会の登録グループ「どんぐり」が24人というような状況の中で、やはり、特に「どんぐり」の24人の方が大変高齢化しておられるような状況であると聞いております。そのようなことを踏まえまして、絶対数を増やすということで保育サポーターの育成を図らなくてはならないというような状況でございます。また、料金の方につきましては、市の方が1講座2時間程度の講座に対しまして、一人当たり1,000円というような交通費（謝礼）というような状況で費用を出しておりますが、それをどのように今後していくのかというようなことを検討させていただきました。目的、取り組み、方向性というものがございまして、目的につきましてはあらゆる活動に参加できるよう一時保育サービスを拡大するということと、2点目につきましては一時保育のあり方、保育サポーターの養成、料金体系、一時保育を受ける事業の範囲等を検討する。3点目としまして、ジェンダー問題の視点を持った保育サポーターを育成するということでございます。取り組みの方向性ですが、一時保育のあり方の検討に際しましては、利用者のニーズを把握するためにアンケートを実施するということと、また、保育サポーターの絶対数が不足しているため、その関係部署と連携を図りながら、各機関が連携して一時保育の養成講座を企画していきたいというようなことを方向性として考えました。取り組み状況は、5月25日に16年度の部会を行いまして、プロジェクトチームも4人ずつつくっておるのですが、そちらの方も引き続き継続して実施するとともに、取り組みの方向性の一時保育の有料化につきましては、すべて有料にするのはいかがでしょうかということで、部会としては基本的には有料でもよいが、啓発事業、推進事業、相談業務等は無料の方向性で、趣味や教養等の講座につきましては、有料でも良いのではないかという論議を重ねております。公民館等の有料化の問題等も市の中でいろいろ論議されている中で、17年度は見送りという方向が決まっております。</p>
----------	---

	<p>従いまして、一時保育につきましても17年度は現状のまま、将来の課題ということで、今後検討してまいりたいと考えております。2番目の一時保育サポーターの養成についてということですが、講座終了後の動向調査を実施し、事業を実施するだけでなく、保育サポーターの育成を図るという目的から、その後のフォローをしていかなければならないということで検討してまいります。一番最後の部会とPTの合同会議の中で、16年度の養成講座の実績、並びに17年度の養成講座を引き続き実施していきたいということで話し合いをしております。PTの欄の2番目の保育室についてでございますが、17年度につきまして、公民館の保育室がどのような状況かということを実態調査していきたいというふうに考えております。保育サポーター養成講座の状況ですが、16年5月1日～16年7月20日まで12回実施しており、6月12日の公開講座、保育見学を追加いたしまして、合計14回実施してきたところでございます。受講者数ですが、女性が33人、男性が1人、合計34人の方に参加していただきました。続きまして、サポーター養成講座の報告ということで、14回実施いたしまして「受講生のその後」の中のアンケートによる希望調査では、「さんりんしゃ」に希望されている方が7人。「どんぐり」は0人ということでした。「さんりんしゃ」の7人の内、すでに5人の方が「さんりんしゃ」でボランティアとして活躍されています。以上でございます。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。続きまして、女性に対する暴力対策部会リーダーの福祉推進室主幹よりご報告お願いいたします。</p>
女性に対する暴力対策部会	<p>暴力対策部会の報告をいたします。部会の構成ですが、部会員が5名、プロジェクトチームを設置しておりまして、これは6名からなっております。2点目の重点施策の内容の具体的施策のところですが、女性のための相談事業を充実し、DVに対応できる体制を整備するとともに、警察をはじめとする関係機関の連携を強化するといった施策をあげております。背景でございますけれども、平成13年の法律施行依頼、社会的な関心が高まっている。あるいは市民意識調査の中でも、被害を受けたことがあるといったデータが出ているということも伺っておりまして、こういった法律成立あるいはメディアでの報道などによって、DVが人権侵害であるといった認識が広がっています。事実、本市においても被害者からの相談が増加し、さらに、内容も深刻化しており、一時保護されるケースも増えているといった背景もございます。次に目的・方向性でございますが、目的に2つ掲げておりまして、1点目は川西市における関連機関による支援体制を整備する。2点目が市職員関連機関の担当者、相談員等がDVへの認識を深め的確な支援をできるよう各機関の役割や相談窓口、ネットワーク体制を明確にすることです。</p>

取り組みの方向性では、実態把握をする必要が不可欠であるといったことで昨年度川西病院、警察、あるいは関係機関等でのアンケート調査・聞き取り調査を行っておりますので、そのデータも参考にしております。その結果を踏まえまして、DV被害者支援に向けたハンドブックを作成するといったことを方向性の中に掲げております。5点目の取り組み内容でございますけれども、5月21日の部会におきましては、(2)のハンドブックをPTにおいて作成するといったことで、準備を進めてまいりました。7月29日の本部会議におきましても作成する承認を得て、会議を更に進めてまいりました。8月27日までのところで、健康福祉部内での協議といった欄がございますけれども、一時保護等の件数が増える中で、健康福祉部の中で、どこを窓口にするかといった問題もございました。そのことから、部内でDV相談の窓口のことについて協議を行っております。その検討結果を掲げておりますけれども、本市におけるDV相談の主たる窓口は、男女共同参画センターという意味では変わらないのですけれども、福祉的な援護・育成・更生。こういった措置を必要とする場合には健康福祉部においては、18歳未満の児童がいる場合にはすこやか子ども室の子育て支援担当が窓口となっている。子どもがいない世帯は福祉推進室の生活支援担当が窓口となっている。当然、協議をしながら進めてまいりますけれども、こういう事柄も確認しているところでございます。12月22日にPTを開催してありまして、DV相談カードハンドブックマニュアルの作成の内容について検討しています。この中身につきまして、DV相談カードは広く窓口等で市民の方、あるいは相談者等に利用してもらうために作成したものです。DV被害者を支援するためのハンドブックにつきましては一部は先ほどご紹介いたしました「ぱれっとの第4号」と重複する部分がありますけれども、これもできるだけ広くご利用してもらうための案としてまとまっているところでございます。DV被害者を支援するためのマニュアルは、各相談窓口でできるような事柄、あるいは一時保護の場所とかいったことが書かれてありますので取扱注意ということで、相談にあたる職員が持つ内容として案としてまとまっております。これにつきましても3月中に製本できたらということでPTの方で準備しております。2月15日にPTが開かれまして、DVネットワーク会議のことが話題になっております。これにつきましても、これまでもあったわけですがけれども更に中身を明確化する必要があるということで、ネットワーク会議の設置要綱の案をつけております。第2条の協議事項等としては各課の取り組みについての情報交換、DV対策についての研究協議、事例研究等々の事項を掲げまして、構成団体としては庁内組織に加えまして警察署、あるいは健康福祉事務所等と一緒にこのネットワーク会議を正式に維持していきたいといった案がこのPTからも提出されているところでございます。以上が暴力対策部会からの報告です。

会 長	<p>ありがとうございました。最後は庁内モデル化推進部会のリーダー広報課長からご報告いただきます。</p>
<p>庁内モデル化推進部会</p>	<p>庁内モデル化推進部会の方からご報告させていただきます。部会の構成ですが、5名でもって構成しております。広報課、職員課、総務調整室（教育委員会教職員担当）、男女共同参画課この関係課が集まりまして部会を構成しております。2番の重点施策の内容ですけれども、基本課題17男女参画推進体制の充実。その中の具体的な施策といたしまして、庁内男女共同参画モデル化推進プロジェクトを立ち上げ、庁内体制の整備を図るといったことがこのプランの中でも言われておりました、この庁内モデル化推進部会の中で検討していきましょうといったことが内容でございます。背景は、国の方で法が定められ、県の方でも取り組みが進められ、川西市の方でも男女共同参画プランが15年度に策定となり、率先いたしまして男女共同参画を推進しよう。特に川西市役所がモデル事業となるような取り組みを進めていきたいと思いますといったことが背景でございます。4番目に目的、取り組みの方向性でございますけれども、そういった川西市の取り組みを市役所自らが男女共同参画を推進するための機能を果たしていこうといった観点で、見直しと整備を行っていこうというふうに考えております。取り組みの方向性ですけれども、4つあげております。1. 固定的な性役割にとらわれずに活躍できる場の拡大。2. すべての職員が能力を発揮できる職場環境づくり。3. 地域家庭生活と職業生活の両立支援。4. ジェンダーフリーな表現の発信。といった課題を男女共同参画モデル化プロジェクトといったものに置き換えまして、具体的な施策を示しながら進めていこうといったことを考えております。これが15年度に策定いたしまして、16年度に配布し、実施しているモデル化プロジェクトでございます。資料7として添付いたしております。そういうかたちで策定したものでございます。この取り組み内容ですけれども、5月26日に部会を開催いたしまして、川西市の男女共同参画モデル化プロジェクト案について検討を加えてございます。15年度に策定をしたものでございますので、データが古いということで、16年度分に差し替えをいたしまして、一部文言も訂正いたしまして、推進本部、また幹事会に承認を受けるための準備作業として開催したものでございます。その後7月29日及び8月10日に推進本部会議、幹事会議をもちまして、このプロジェクトの冊子の配布説明をいたしまして、本部会議では承認を得、幹事会では全庁に向けて周知をする旨の報告をさせていただいております。8月30日にはプロジェクトの内容を庁内LANということで全職員に通知できる体制がございますので、この庁内LANに載せまして全庁に向けての周知を行ったところでございます。これが男女共同参画モデル化プロジェクトを全庁的に進</p>

めようといった取り組みを全庁的に広げていった内容でございまして、その後、後半の部会の活動でございますけれども、11月15日に次世代育成支援対策推進法に基づき特定事業主行動計画の策定についての協議を行っているところでございます。これは職員課が担当をいたしておりまして、特に男女共同参画社会づくりと関連が深いといったことから職員課の作成する行動計画に庁内推進部会のメンバーも加わりまして、一緒に協議・検討をさせていただいたといったものでございます。この行動計画でございますけれども、ご存知のように、15年7月に公布された支援対策推進法に基づき地方公共団体で特定事業主の行動計画を策定することといったことが義務付けられておりますことから、今回行動計画を策定してきたといった経緯がございます。男女の別無く仕事と家庭の両立をめざし、行動計画を策定いたしまして、庁内の職員が働きやすい職場環境づくりに向けての取り組みの一環でございます。この概要に従いまして、若干説明をさせていただきたいと思っております。目的は、仕事と家庭の両立ということを目的としているわけなんですけれども、計画期間を17年4月1日～22年3月31日までの5年間としています。実施内容といたしましては、1.啓発といったことで、1)情報提供、パンフレットの作成とか研修の実施とか、管理職への周知、子育て・キャリアアドバイザーの設置といったことで、これは一つ新しい要件として加えていただいたことがございます。特に職場での子育てをしようとする職員のバックアップができればといったことを考えての設置でございます。これは決定ではございませんけれども、予定では17年度から募集し、実行ができればといったことで考えております。相談窓口でございますけれども、制度等の問い合わせ等に担当課であるとか職員課が受けることとかを明確化していくことが必要ではないかなあといったことでございます。こういった職員に対して諸制度を利用しやすいような環境づくりをめざしての啓発もこの中にうたいこんでおります。2つ目には出産・育児に関する休暇、有休の取得促進について検討してまいりました。1、父親、母親になることが分かった時に、職場全体で支える環境づくりを構築していきましょう。2、母体及び胎児の保護、健康管理。3、子どもの出生時における連続休暇が取れるような体制づくり。4、育児休暇、看護休暇など職場の支援が必要な部分についてはうたっていきましょうという内容で検討しております。3つ目には超過勤務の縮減です。子育て中の職員または職員の活力の維持、健康管理上からすべての職員にとって必要な取り組みであるといったことから、今後も超過勤務の縮減に努める。ということでノー残業デーの徹底を図りましょうであるとか、縮減に向けての月間の創設であるとかといったことを決める必要性があるのではないかと考えております。4つ目に年次休暇取得の促進でございます。職場環境、取得しやすい雰囲気づくりを図っていかねばいけないだろうなと。

	<p>取得しやすいことと職場の仕事がはかどる体制も整えなければいけないだろうと両方の面からのことをこの中でも明確にしようというのが狙いでございます。5つ目には職場による支援ということで、職員体制のこと、育児休業取得中の職員への支援をどうかたちで行おうかといったことがあげられております。6つ目にはその他の取り組みといたしまして、1、来庁される方に対しても、より市役所に来やすいような体制も考える必要があるのではないかなと。2、地域活動への参加ということで、職員が地域活動に参加しやすいような体制づくりもこの中でうたっております。こういった行動計画を同じような土俵で検討させていただきまして、今後、職員課の方で決裁をとりまして、17年4月1日から実施をしていきたいというふうなところで今現在、準備を進めているものでございます。その後、男女共同参画モデル化プロジェクトを中心にいたしまして、より推進が進むような方向で今後も部会を開催いたしまして取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で報告は終わりましたけれども、これまでのご報告とご説明に関しまして、ご質問ご意見をいただきたいと思っております。はじめに(1)(2)に関連してのご意見、ご質問がございましたらお願いします。</p>
委 員	<p>男女共同参画推進事業のジェンダー問題職員研修会についてですけれども、そこに参加者数がそれぞれ課長職以上47人、課長補佐職以下45人、DV対応関連職員32人(市民6人)と書いてあるのですけれども、何人を対象にこれを実施し、対象にした人全員が参加したのか、あるいはその内何人が参加したのかがこれを見る限り分からないので、その辺をご説明いただければと思っております。</p>
事務局	<p>対象は、業務中の研修になりますので、各所属できるだけ、代理も含めて一人ぐらいのかたちをとっておりますので、対象はもっと多いです。きちっとした数字が出れば良いのですけれども、市長部局だけを取りましても、課長級でしたら69人、室長・部長を含めましたら100人ぐらいおりますので、その中でも、幹事会の幹事等を中心に実施しております。大体毎年これぐらいの参加人数で、継続的に実施しています。アンケートを見ていただいたら分かりますように、2回～5回とか初めての方も当然おられますけれども、11回以上の方もおられて、繰り返し行うことによって受けていただくというような予定をしております。課長補佐職以下につきましても、課長補佐級だけでも100人ほどおりますので、一同に全部会して行うというわけにはまいりませんので各課一人参加ということで実施しております。</p>

会 長	<p>DVについては、ほぼ担当されている方は参加していただいたというような状況でございます。ハイパーとか通知文書で各所属へ依頼しております。機構図を持ち合わせておりませんのではっきりとした数字ではございませんが、所属は約100ぐらいありますので、そこにはすべて依頼しております。</p> <p>関連してなんですが、感想を読ませていただきますと、男性にちょっとネガティブな発想が多いですね。たぶん、いいお話だったのではないかと思うのですが、女性ばかりが講師になってらっしゃいますので、共感を得られなかった面があるのかも知れないと思います。そういう面では、男性の講師ということも今後お考えになったらいかかなというふうに思いました。他にございませんでしょうか。</p>
委 員	<p>この感想の中に出てまいります、「DVの現状は理解できた。解決は離別のみか。」というところがとても気になるんですが、加害者に対するカウンセリングというのを行う方がよりよいのではないかと思うのです。加害者はどうしても何か大きな心の中のを抱えているのではないかと。それが治らない内は、暴力というものはとまらないのではないかと考えておりますが。加害者に対するカウンセリングについてはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>なかなか加害者の方のことは、非常に難しい問題であって、自ら進んで男女共同参画センターの講座等へも出てきていただければある程度研修機会もあるのですけれども、なかなかそういうのも難しいと感じています。情報紙「ぱれっと」第4号の方でも一応、兵庫県が実施されております相談とか、民間でされております「男のためのしゃべり場」非暴力ネットワーク主催の相談日とか、悩みのホットラインなど、できるだけPRして実施してまいりたいと思います。何か良い方法とかご意見ご提案がありましたら、また、教えていただきましたら、それにそって検討を加えてきたいと思っております。先ほど会長がおっしゃいました、男性の講座講師につきましてもすばらしい講師の方がおられ、ご紹介いただきましたら、積極的に採用してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。</p>
委 員	<p>今のことに関連してですけれども、県の方でも男性相談をはじめておるのですが、男女共同参画ということですから、どちらが参加しても良いのですけれども、今までは女性の相談というのがどうしても中心になるし、それが必要だったわけですが、今おっしゃたように、DVなんかで確かに実際に起こした男性というのは来るかどうかというのはいろいろ難しい問題はあるけれども、自分自身である程度、可能性を秘めているということ意識している者は、そういう男性相談に来る場合もあるわけですね。ですから、意識的に</p>

委員	<p>そういった人への呼びかけといいますか、そういった努力というものはいるのだろうと思うんですね。相談する部屋を開いたからといってすぐに来るとは限らないのですが、そういうことを意識づけるという取り組みというものを何かいろんなかたちで工夫していただいたらというような気がしております。</p> <p>女性フォーラム実行委員というものを経験してきたもので、そういう立場で私もセンター事業としての男女共同参画推進委員会とか、情報紙「パレットかわにし」の編集など、市民が関わっている部分にちょっと関心があるので、特に記録集なんですけれども、これだけ見てもかなり立派なものができてきているなど。そういう一つのものから、市民力養成エンパワーメントに関する側面後方支援についての今後の方策についてお伺いしたい。今日、代々の記録集をちょっと持ってきたのですけれども、こういうふうに行き委員会で記録集をつくってきたんですね。がんばってつくってきたのですが、本当に手作り観のあるものなんです。これは市民がそういうことに参画しながら、自分達で市民力をつけていくそういう一つのプロセスでもあったように思うのです。その辺で、この今回の記録集を作成していく過程では、どういうふうに市民への積極的な支援とか関わりとか、エンパワーのための方策をとっていかれたのか伺ってみたいのですけれども。</p>
事務局	<p>エンパワーメント、市民力養成、講座研修会、先ほどからいっています男女共同参画推進委員会、1年では無く任期2年で。パレットかわにしの編集委員も公募でセンターと協働でというかたちで実施しております。昨年度のフォーラムにつきましては、市制50周年ですので「少し立派なものを」ということで少しがんばってセンターも課も力を入れましたけれども、基本的には男女共同参画推進委員の市民力アップを目的としていますので、中心には13人の委員が、毎週のように各班ごとに出てきていただいてセンターで事業をしていただくと。それを本庁の課なりセンターが後方支援させていただいて作成できたものですので、今までの記録集と基本的には変わりはないと。ただ、50周年ですので、センターと事務局の方で力を入れた点がありますけれども、方法とかシステム的には変わりはありません。今後とも参画と協働、パートナーシップの行政を推進していくというような活動拠点、全面的な事業拠点を「パレットかわにし」男女共同参画センターがそうなるべきだと思っておりますので、今後とも市民の皆さんの力を借りて実施する中で市民力を養成していただきたいなと思っておりますのでよろしく申し上げます。</p>
委員	<p>借りてではなく、一緒にやっっていこうという、市民側にも問題があるのですけれども、市民側にもある程度任せていくようなそういう覚悟というものが</p>

事務局	<p>来年度の新規募集に向けてあるのでしょうか。</p> <p>もちろん新規募集をしていきますので、市民力がエンパワーされていく、されてくるほど、市民の方が前面にたってやっていただけるのではないかと期待しております。</p>
会長	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>次に（３）の重点施策の取り組みについてのご報告に関するご質問、ご意見を願いたいします。</p>
委員	<p>第一の男女平等教育推進の方の部会の関係ですけれども、平成15年度の男女共同参画プランの取り組み状況の中の7ページに書かれているところの「指導主事が人事配置上、教育委員会事務局に希望する教員が不在であった。」ということが出ていまして、ある意味で庁内での職場拡大の問題ともつながるのかもわかりませんが、ちょっとこの意味がわかりにくかったですね。これで言うと指導主事というのは希望してなるかのように見えるのですが、果たしてそういうものなのかどうかということが1点です。もう1点は、この混合名簿の問題に関連して、できない理由としてあがっているのが成績管理のために難しいようなそういう理由があげられているのですけれども、この意味がよくわからないということですね。この2つについてわかっていることがあればお答えいただけますでしょうか。</p>
男女平等教育推進部会	<p>まず、1点目なんですけど、ここに書かれております指導主事は人事配置上、教育委員会事務局に希望する教員が不在であったということですが、設問そのものが校長、教頭、指導主事への女性への登用を積極的に図るという中で書かれたものでございます。ここに書かれている意味は、一般的に指導主事は試験を受けて教育委員会へというかたちになるわけですが、県教委の指導主事の取扱いはそのようになっております。市教委の指導主事につきましては、そうではなく、学校長の推薦を受けてこちらに上がってくることに現在なっておりますが、比較的女性が管理職、指導主事を含めて希望を出されるとということが結構難しい、少ない状況になっているということでありまして、特に、これは兵庫県あるいは川西市だけではなくて、全国的な問題で、女性だけではなく、管理職そのものが非常にこう負担の大きい仕事であるということ、女性以外にも男性の中からも優れた能力を持っている男性教員も希望する度合いが出て来づらい状況でありまして、そういう中で女性を見ると女性にとっては魅力的な職業であると思えていないということの反映であるといえます。ただ、教育委員会の学校長を通しまして、優れ</p>

	<p>た先生をできる限り登用したいという意向は伝えておりますので、それに沿ってお願いしているわけですが、現実的にはこういった状況になっているということでもあります。2点目なんですけど、男女混合名簿について、実施していない学校の校長の方にそのあたりどうなんですかということで、いろいろ個々理由はあがってはきているんですけども、本心は抵抗感はあるなあと、男女共生、男女平等について。結局突き詰めれば、私の思いとしては、そういうふうには受け止めざるを得ない。今、おっしゃられた通りに成績処理にしても、パソコンですればすぐ男女混合別にもなりますし、結局それは表面上の理由でしかないなあとというあたりで、そのあたりの管理職全体を含めた部分の研修という働きかけというのがやはり大事だろうなあとということなんです。</p>
委 員	<p>先ほど委員が言われたようにですね、この重点施策の別紙の裏面のところに書いてありますよね。3 - 1 学校園において混合名簿を実施していないというここにある理由は、まさに、本当はやりたくないの、あえて理由を探してこじつけたというので、こんなのですね、例えば、学力を保障するために忙しいから、検討するに至っていないなんて、すぐにやっているわけではなくて数年かけてやっていますよね。これは、こういうことがどうしてこういうふうになるのかこれ不思議に思うのですよね。まあ、混合名簿に関しては東京都の委員会なんかはちょっと違うようなことも言ったりして、いろいろ社会的にも意見があるようなところですけども、ある意味ではこれはすごく、すぐにできる話かなあとずいぶん思っているところもあるんですけども、これがなかなかできないのがすごく不思議に思う部分もあるんですけどもね。</p>
男女平等教育推進部会	<p>合わせて、私の方からも一言お願いいたします。ここに書かれている理由は、私どもの方からご報告いたしましたように、理由でない理由というように私どもは捕らえているわけですけども、その学校側は単に邪魔くさいとかいうわけでもないようなんですね。もちろんここに私どもがうたっております男女平等教育はどの学校もしないといけないと捕らえていると。ただ、方途の問題であると学校は捉えるんですね。これは一つの方途なんだと。名簿は一つの方途であって、教育そのものは一生懸命男女平等教育を進めていると。例えば、方途だということは一つの慣習に基づいているということがありまして、その方が楽だというふうにはずっと来ているわけですね。例えば、避難訓練で子どもが集まりましたが、「何年何組男子何名女子何名。全員おりました。」というふうには未だにやっているところがあるわけですね。これは慣習としてそれはもうずっとそうであることが当たり前だとかたちで来ている。</p>

	<p>ところが、男子・女子関係なしに名簿を混合にするということに対して、そうすると今度はどういうふうにしていろんな学校での日常的なありふれた慣習に対して、こなしていけば良いのかという抵抗が出て来るわけでありまして、実際に今年、多田中学校が研究校として受けてくださって、やってみたらそんなことなかったよ。ということが見えてきていますので、これは大事にしたいなど。人事を通して先生方も毎年変わっていきますので、私どもが教育委員会の方として、これはとっても大事なことですからすぐにやってくださいというものではなくて、「制度をとにかくやって行きましょう。できる限り早い内にやりましょう。」という中でやっておりますので、あまり強制せずに学校ができることからやってください。教育は教育で当然やっていますので、そういった方途としての諸問題という取扱が実は男女共同参画の意識と実はずれているのですよということも含めながら、努力をしていきたい。これはもう続けていかないといけないことであると私は今捕らえております。そういう意味で、学校が全て閉ざして置いてということではないということもまたご理解いただけたらありがたいなと思っております。</p>
会 長	<p>私が驚きましたのは、教育研究委託事業の講師の方が日本会議のメンバーなんですね。どういうふうにご指名されたのかなと思って大変危惧いたしましたけれども、なるほど、テレビ等に出てずいぶん有名な方でありましてけれども、どうも男女平等推進教育の講師としてふさわしいとは思えないのですけれども。大丈夫だったのかしらという危惧がございます。</p>
委 員	<p>それに関連して、こういう講師選定はどこで企画して実施されておられるのでしょうか。</p>
男女平等推進部会	<p>今、出ておりますのは、多田中学校で行われました研修ということですが、それは、1年間通して教育委員会の方からこういう勉強をしてくださいということで、混合名簿も入っていますし、普段の子ども達のかくれたカリキュラムという言葉を使っていますけれども、男の子らしさ、女の子らしさというような通常行われているような何気ない会話の中にも、教育の筋があるということで、1年間の研究をお願いしたわけですね。従って、お願いされた側としては、研修を進めるにあたっては、私どもの方で研修の講師を選びたいということになってまいります。従いまして、学校側から、講師がいないので紹介してもらえませんかという話がくれば、私どもも一緒にやりますが、企画した限りにおいてはその主体性を大事にしたいということで、結果的にはこのようなことになっているということでありまして。それから、教育委員会がやっております研修会、例えば、私どもがやっております教職</p>

	<p>員研修8月10日の分は、教育委員会の方から毎年課題に合わせて、今年はこの先生にお願いしたいというふうを選んでおります。従いまして、委託先が決める場合、主体性をもつ例えば幼稚園が決める場合、例えば2月7日の東谷幼稚園内研修、あるいは教育委員会が決める場合とまちまちに分かれているということと、相談があればそれぞれが講師の先生を探してというかたちをとっておるということをお伝えします。</p>
委 員	<p>混合名簿のことに关しまして、別紙1の分で、学校園における男女平等教育推進状況調査結果というもののなかで、幼稚園、小学校、中学校、養護学校というかたちで、きっちり出していただいているのですが、以前にこの審議会で話題になったことだと思っておりますが、比較的、幼稚園、中学校は実施が小学校に比べて進んでいると。そういう幼稚園から段階的に進級していく中で、子どもたちというのは、こう体験したことを非常にすんなりと受け入れられると。それは幼稚園で備わりまして、小学校で一進一退となる中で、中学校でまた積極的になるという、こういう一貫性がちょっと乏しいという中で、子どもたちの中でも進んでいきますし、せっきやく幼稚園で、ご家族の中でそれから学んでいく場で非常にいい環境できた中で、小学校であら違うんだなあということは何となくまた体感してしまい、中学校でまた混合名簿に戻るといふそういうことよりも、幼稚園、小学校、中学校の先生方の中で、ちょっと1つのネットワークといいですか、話し合いの場といいうか、連携を図っていただくという必要は十分あるのではないかなあという感じは、以前も私申しあげたような気がするんですが。この表を見ますとやはり取り組んでいないところが未だに小学校はかなりあると。その事情もわかったわけなんですけれども、この事情もなかなか希望的観測だなあということがございますので、幼稚園、中学校の現状のあり方、進んでいる理由というのを、小学校の6年間というのは長い期間ですので、少しこれは課題だと思っておりますので、幼稚園、小学校、中学校の教職員の連携を、至急、管理職のミーティングの場を形成していただければありがたいという話であります。</p>
男女平等教育推進部会	<p>一つ一つにお答えしていくかたちになりますが、貴重なご意見で、このご意見は昨年3月25日の審議会での去年のお声をいただいて、これを受けて私も進めているわけなんですけれども、学校と教育委員会、審議会というものもそうなんです、学校というものは私たちが行って「ああしなさいこうしなさい」と言えるものか。そうではないものがあるのですよね。学校には学校の主体性をもってやらなければいけない。例えば教育委員会と学校の関係だけをいいましたら、学校は教育課程の編成権を持っていますので、どういう教育を進めていくかは、地域の実態とか子どもの実態にあわせてつくって</p>

く。これが学校の特色になっていくわけですね。子どもは条件整備を中心にしながら、当然、学校として、どの学校も共通施策を含めながらお願いしていくことが出てくるわけですね。従って、学校の方はそれを受けながら学校で消化していくということになるわけですね。今のように混合名簿一つ捕らえて、幼稚園では混合名簿をやっている。小学校でやっている。中学校でできない、やっていない学校がある。とこう行きますと、あらぐらぐらするなという感じがしますが、学校の側から見ましたら、家庭科室が東にあるうと西にあるうと学校によっては違うのと同じように、何も子どもが変わったことに名簿が左右するということにはなっていない。子どもが名簿をさわって、その名簿を使って何か仕事をする時には、あれ小学校はこうだったのに、中学校はおかしいということになるのですけれども、すべて使っている、名簿を使って処理をしているのは先生でありまして、子どもがどうのこうのということがないとなりますと、今のところ、子どもの方にも、市民である保護者から生徒からおかしいじゃないですかという声が、子どもの方に届いていない。従って、子どもの方にとっては、一貫して、混合であろうと無かるうと、友達に対しては同じような取り扱いでグループ化をしていますから、そう大きな違いも無く上にあがっていけると。最近、高校も男女混合名簿を使い出しましたね。生徒がその名簿を使ってどうのこうのということはあまり無いですね。従って、中学校の先生が小学校へ来られたら戸惑うのですね。小学校から中学校に行かれても困る。同じ中学校でも混合名簿を扱っている学校と今取り組み出した学校とまだやっていない学校がある。異動によっては大きなつまずきがあるんですね。これが時代の流れに合わせて男女混合名簿の方へ向かっていますよということは意識づいているんですね。学校としては。後はちょっとした抵抗で、たぶん校長先生が窓口になって、「これはやっぱ変えようよ。」職員の中にも「変えた方がいいのではないかな。」という声を持っていますから、動いていく可能性がある。従って、子どもが働きかけて、後3校ですから、7校の内後3校ですが、1校今年理解していただきましたので、来年もまた一校というかたちで進めて行きたいというのが狙いがあります。従いまして、幼稚園、小学校、中学校の連携は、連携の中でこういう話題は出てくれば、取り扱っていきますが、このために集まってくださいというのはやはりとりにくいというのが正直な気持ちであります。もう一つは先ほどのアンケートで、ある学校は実施した、ある学校は実施しない。特に授業の中、あるいは学習会の中でとありますけれども、授業一つ捉えたら男女共生に関する、あるいは共同参画に関する授業というのは、授業の中に無いわけなんですね。もしあるとすれば道徳の時間の取扱になってくる。道徳は年間34時間～35時間なんですね。小学校1年生は34時間、2年生～中学校3年生までは35時間。年間ですよ。年間の中にその時間があって、これを計画的にやりなさい。

	<p>しかも道徳は大きく4つの領域に分かれていまして、人間についてとか、生命についてとか、そういうジャンルがありますので、その中でその授業を授業として食い込んで行こうと考えましたら、人権でもやっていこうとこうなっていますから、35時間の内よく取れても3時間取れたらよく取れた方。これが仮に10時間やっている、15時間やっているということになりますと逆に疑わしくなるのですね。従って教育課程の中で正規の授業として行うのは本当に1時間～3時間ぐらい。その中でやってくださる年もあれば男女共同参画だけでいけば、あるいはジェンダー問題だけで行けば、やる年もあればやらない年も出てくるし、やる学年もあればやらない学年も出てくる。発達段階にあわせて高学年は毎年やっているけれど低学年はやっていないというケースも出てくるということが実態としてあるということでもあります。従って、私どもは隠れた教育課程とかカリキュラムとかをよく使っておりますけれども、教育課程の中ですることは限度がございますけれども、普通の先生の言動とか、あるいは休み時間、教育課程外の中で、「あなたは男の子なんだから男の子らしくしなさい」というようなかたちでの隠れたカリキュラムがあるということをご大事にしていこうと。従いまして、研修以上にその方に目を向けていただいております。ということでそのことにもご理解いただけたらと思います。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。教育部会にご質問が集中しているのですけれども、他の部会についていかがでございますでしょうか。</p>
委 員	<p>一時保育に関して、特に併設されている市民活動センターで中間支援組織としていろんな講座をよく企画するものですから、保育をお願いするのも多いもので、現場での話というのを聞いていますとなかなか難しい点があるかなというのが見えましたので、講座、講座の組み方、講座中講座後のフォロー受け皿づくりについて提案的にいくつか考えてきたことがあるのですけれども、例えば、講座の組み方、これを何年もやってらっしゃって、少しずつ改良を加えながらしてらっしゃってとても市民の立場からいうと心強い企画だと思っております。しかし、これを利用しながら途中段階で講座受講生同士のもっと交流仲間作りを、早い段階でもって行けばよいのではないかと。例えば、見学などは早めに持っていくと、見学の機会を捕らえて講座生同士が知り合いになれるとか、見学が難しければワークショップ的なものを早い段階に入れていく。長い講座であればあるほどそこで良い効果が出てくるのではないかというふうに思うのです。具体的な技術的なこと知識的なこともあると思うのですけれども、後現場で、この講座を終えられた方の話なんか</p>

	<p>を聞いていくと、なかなか立ち上げまで至りにくい。最後のところで、行政の方も苦慮しているように見えるので、例えば、謝金の問題とか、立ち上げかけたけれどもうまくいかなかったのは、実際に動いて行く上でのシステムが整備されていないとか、細かいことを言えば、私どもは土・日に講座を企画するのですけれども、土・日の保育にはできないとか、そこら辺はとてもジェンダー的なものが深く関わっているものがあるって、土・日は動けません。あるいは継続的に講座対応する時にも、継続的には保育できる人がいないので確保できませんとか、あるいは組織的には継続化していくために、運営していくための資金的な問題があるなどあるんですね。その辺で講座をするだけでなくその間で、また、具体的に起業していくような、ボランティア的にとどめるのか、あるいは起業なところまで積極的な支援というか、既に立ち上げてきたグループの紹介あるいは各種相談の紹介、そういうのを講座の中に込めていくと、具体的なこの講座を修了した時の受け皿的な目標、目的までは行かなくても、目標的なものが見えてくるのではないかなと思うんですね。そういう意味で、行政ほど情報量の豊富なところは無いのですから、そういうところで情報提供していくのは貴重な後方、側面支援だと私は市民の立場から考えます。こういうかたちで、この保育サポーターに限らず、推進委員なんかにしても、コミュニティワーカーへの受け皿とか、必ず途中で次の手がかりとなるものを明示したり、きっかけづくりというかたちで支援していただけるととても良いのではないかなと提案として申しあげさせていただきます。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p>
事務局	<p>昨年の審議会でも委員からご提案いただいたことがありましたが、それは講座の中で交流会を早い時期にということでした。それにつきましては、16年度につきましては3回目に「協働と子育て 保育ボランティアって？ファミリーサポートセンターって？」というところで、交流会を実施しております。この講座で保育サポーターとして一部ではありますが専門的な学習ができたということで、アンケートを早い時期に行っております。そのアンケートの中で、「さんりんしゃ」や「どんぐり」、「ファミリーサポートセンター」等の活動内容を紹介し、修了生でのグループ発足の呼びかけや、男女共同参画センター、社会福祉協議会、ボランティア活動センターへの人材登録の案内などを行っております。貴重なご意見、今後の参考にさせていただきたいと思っております。</p>
委 員	<p>年々、活躍される方が増えることを切に願っています。</p>

会 長	そろそろお時間なんですけど、10分ぐらいお時間を延長させていただいてよろしいでしょうか。ご異議が無ければ、12時10分までということでご了解いただきたいと思います。他に重点施策部会について何かございますでしょうか。
委 員	暴力対策部会のところでこのカードを作ってくれださったということですので嬉しかったのですが、私が聞き逃したのかも知れないのですが、このカードはどういうところに置かれるのでしょうか。
事務局	各行政機関の窓口、他市の男女共同参画センターであるとか、警察など考えられる窓口には置こうと思っております。
委 員	それは、男女関係無く見えるところに置かれるということですね。
事務局	はい、そうです。
委 員	基本課題4の中の審議会等への女性の参画促進に関して、2点伺いたい。まずは、審議会への女性参画促進の基準案というものを作られていますよね。「審議会等」という定義がありますが、まず、地方自治法での審議会というものがあります。その次に地方自治法以外の法律に基づく審議会も入っていると思うのですが、(2)の文面を見ますと、審議会等の附属機関と書いてありまして、地方自治法以外の審議会というのがこの中に入っているかどうか、その表現では定かでない点と、もう一つ実績の表というのがその次にありまして、平成12年から16年について、女性委員ゼロの審議会の名前があがっております。平成12年から16年までずっとゼロの委員会がかなりありますよね。するとこういう審議会は女性の委員を一人入れるということに対してどういうふうな会合されているか非常に不思議だし、審議会の名前を見ますと、これに該当するような適切な女性委員がないということとはとても考えられなくて、例えば、損害評価だったら弁護士なんかすぐできる話だし、予防なんかであれば医者免許があれば適切な方がいるはずですから、弁護士や医師なんかは必ず複数の方は絶対いらっしゃるような委員会だというふうに思うのですけれども、そのことについてお尋ねしたい。
事務局	定義の方なんですけれども、これは地方自治法、条例等で設置する審議会をうたってます。それ以外のものについては(3)の方の市の施策・方針、市の条例、規則、要綱とかで決める中で、市の施策方針決定をする旨についてはここで拾い上げていますが詳細については後日検討します。ゼロの審議会についてはこれだけの年数をかけてもできない理由がそれぞれありまし

	<p>て、公務災害補償等審議会なんかでしたら阪神間すべて一緒に、伊丹も宝塚も川西もすべて同じ委員がこの審査会を構成されているような状況です。また、予防接種健康被害調査委員会などは、兵庫県の方から県立子ども病院の医師とかの紹介によっています。県の方でも男女共同参画を取り組んでおりますので、そこで女性の委員を紹介していただいたら、即解決するのではないかなと思っております。次の損害評価会などは、これは水稲共済のため立ち上げているのですけれども、水稲経営をされている女性の方が、川西市ではなかなかいないので、その損害評価をされるにふさわしい人材が確保できない。もっと農業が盛んな市であればそういう方も出てこれると思うのですけれども、ご存知のように川西市の方は都市近郊農業で、不動産の管理とかと併用でやられている農家が多く、この損害評価は水稲損害評価ですので水稲を主に農業経営されている農家は川西市ではほとんど皆無に近い状況の中で、地方自治法上必要設置審議会ですので、これもなかなか難しいかなと。水防協議会なんですけれども、これも他市を調べてみましたら、これは設置義務のある必要設置の審議会ではなく防災審議会は設置義務があって設置されていて女性委員がおりますが、水防協議会は川西市が条例により任意でつくったもので、さらに細かくその審議会の意見を行政に反映しようとしてつくっている審議会です。実際洪水等水防関係で活躍されている民間の関西電力とか大阪ガスとかいろいろ県・市の土木、警察など関係各所の方で構成されているのですけれども、なかなかそこで活躍されている女性の方がいない。というようなところでなかなかそれができてないという状況でございます。昨年市営住宅入居者選考委員会で増やしていただいたということで、今後とも継続してそれにふさわしい人材を探して女性の委員を登用していきたいと思っております。また、女性の医師についても基準の方におきまして、各課に医師会、歯科医師会を通じまして委員の推薦をお願いしておりますので、その医師会、歯科医師会の方にできるだけ女性の委員の方の推薦をお願いするというかたちで今後とも進めていきたいと思っております。しかし、医師会、歯科医師会の方でも、選出がなかなか難しい問題があるのは確かです。今後とも積極的に進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。</p>
会 長	他にございますでしょうか。
委 員	この平成15年度の参画プラン取組状況を見て、1点だけ。数値で目標を立てて進捗状況が評価されるのですけれども、評価の根拠となるものは何なのか。男女共同参画事業は1が多いのですけれども、その辺の根拠は何かあるのでしょうか。

事務局	男女共同参画プランでこの目標を設定をする段階におきまして各所属の方から具体的な施策とその目標を各所属で設定していただいております。男女共同参画課の方も、その相談には乗らせていただいております。各所属で厳しい評価をされる場所もございますでしょうし、甘い評価のところもあるでしょうから、最終的にはヒアリングにより評価をしていってあるような状況でございます。以上です。
会 長	他にもあると思いますけれども、時間が迫っておりますので、またお気付きの点は事務局の方にご意見をいただきたらと思います。 協議事項は以上なんですが、その他の事項について、いかがでしょうか。
事務局	その他について、平成17年度は5年に1度の男女共同参画に関する市民意識調査を実施する予定となっておりますので、この3月市議会の方へ予算計上し、審議していただく予定としております。お手元の方に、前回の市民意識調査の報告書と国や近隣市等で実施された調査項目についての参考資料を配布しておりますので、調査項目等につきまして、ご意見がありましたら事務局の方までよろしく申し上げます。
会 長	これだけはきちっとというようなものがありませんでしたら今、出していただきたらと思います。
委 員	対象の年齢の刻みをもう少し細かくしては。
会 長	年齢の段階をを5歳刻みにするんですね。ありがとうございます。
委 員	10歳台も入れたほうが良い。宝塚市がそうです。10歳台の後半でないとなんとちょっと難しいでしょうけれども。
会 長	15歳位からですね。おそらく高齢者社会で高齢者が多くなってきているのですが、75歳以上と70歳台のはじめとでは少し違うのかも知れないと思うのですね。非常に隔世が変わっているところで、70歳以上と一緒にいるのですけれど、もう一段階設けると、その辺の変わり目が分かるかも知れません。年齢のことです。
委 員	5歳刻みでやっていただくと後でデータをまとめることができますので、5歳刻みで出すぐらいのつもりでやっていただくといいのではないかと思いますよ。それから、宝塚市で実施した時に、回答者が高齢者に偏りがち

<p>会 長</p>	<p>なので、全体データで見るとどうも高齢者の意見の反映みたいになっている。高齢者の意見を反映するのはもちろん大事なことですけれども、回収率を上げるために、なかなか難しいのですけれども、若い人たちの回収率を上げる工夫というものが、大事になってくるなあと思いました。</p> <p>国との比較ができる項目はなるべく入れていただくとよいと思います。国の方の意識調査が最近発表されましたが、項目を合わせるということで。国とか県ですね。意識していただくと良いと思います。</p> <p>他にご発言の無かった方でよろしゅうございますでしょうか。特に他にございませんでしょうか。それでは調査に関連して何かございましたら、早めに事務局の方までご意見を出していただいたらと思います。その他の点につきましても何かございましたら事務局までおっしゃってくださいますようお願いいたします。</p> <p>以上で今日のご協議いただきましたことですがご承認いただけますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">- - - - - 承 認 - - - - -</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。それでは本日の議事をこれで修了いたします。ご協力どうもありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>会長どうもありがとうございました。また、委員の皆様にも本日はお忙しい中長時間にわたりまして熱心にご審議いただきました。誠にありがとうございました。これを持ちまして本日の男女参画審議会を閉会させていただきたいと思います。本当にどうもありがとうございました。</p>